

答申第 13 号

平成 23 年 8 月 12 日

兵庫県教育委員会

委員長 西村 亮一 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 山下 淳

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 22 年 9 月 15 日付け諮問第 10 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

#### 記

平成 22 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験（高校英語）に係る

- 1 第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験の合格基準点
- 2 第 1 次選考試験、第 2 次選考試験及び最終合否判定の方法
- 3 第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験の合格者の総合得点の最低点及び最高  
点
- 4 第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験の不合格者の総合ランキングのそれぞ  
れの得点範囲（最低点及び最高点）

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県教育委員会(以下「実施機関」という。)の第2の4に記載する対象公文書1及び2に係る非公開決定は妥当であるが、対象公文書3及び4は公開すべきである。

第2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成22年4月13日、異議申立人は、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求(以下「本件公開請求」という。)した。

2 実施機関の決定

平成22年4月23日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成22年6月22日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次の情報が記載された文書である。

(1) 対象公文書1

平成22年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験(以下「本件選考試験」という。)の第1次選考試験(以下「第1次選考試験」という。)及び第2次選考試験(以下「第2次選考試験」という。)の合格基準点(高校英語)

(2) 対象公文書2

第1次選考試験、第2次選考試験及び最終合否判定の方法(高校英語)

(3) 対象公文書3

第1次選考試験及び第2次選考試験の合格者の総合得点の最低点及び最高点(高校英語)

(4) 対象公文書4

第1次選考試験及び第2次選考試験の不合格者の総合ランキング(A、

B、C)のそれぞれの得点範囲(最低点及び最高点)(高校英語)

## 5 諮問

平成22年9月15日、実施機関は、条例第17条の規定により、兵庫県情報公開審査会(現兵庫県情報公開・個人情報保護審議会。以下「審議会」という。)に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象公文書の全部を公開するよう求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

#### (1) 対象公文書1について

他の自治体の教員採用募集要綱には、面接試験及び一般教養試験のいずれかが合格基準点(足切り点)を下回った場合、総合得点で合格基準点に達していても不合格にするというように明記されている。

#### (2) 対象公文書2について

実施機関は、関係文書が公開されると、受験者が選考基準に対し誤った認識を持つようになり、弊害が出ると指摘するが、むしろ、その逆で、透明性は今以上に確保でき、全受験者が安心して採用試験に臨むことが可能になる。

面接、一般教養、専門教科それぞれがどのようなウエイトを占めるのか、活動歴等がどのように評価されるのかも非常に不透明であり、これらが明らかにされても、適正な事務遂行に支障を及ぼすとは到底いえない。

実施機関は、教員採用試験において、一切の口利きや情実採用を完全に排除するとともに、思想信条の自由を保障した公平・公正な選考を行っていることを公に明らかにするためにも、採用選考に関する情報をより完全に積極的に開示すべきである。

#### (3) 対象公文書3及び4について

他の自治体の例からも明らかなように、合格者の総合得点の最高点・最低点等を公開しても、適正な選考を実施する上で支障を来すことはない。対象公文書を公開することにより、県民の教育への信頼性を高め、一層の透明性の確保が可能になり、公正かつ円滑な人事の確保が可能となる。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が意見書及び口頭による理由説明において述べている非公開の理由は、以下のとおり要約される。

##### 1 教員採用候補者選考試験について

公立学校教員の採用に当たっては、公立学校教員としての資質及び能力をできるだけ正確に把握する必要があるため、筆答試験はもとより、面接試験、実験実技試験等と受験者に関する各種資料を総合的に判定し、教員としての十分な資質を持ち、教職に対する情熱にあふれ、人格的にも優れた人材を採用している。

こうした観点から、第1次選考試験では、一般教養及び専門教科の筆答試験、面接試験を行い、第2次選考試験では、面接試験とともに、一部の校種・教科・科目にあっては実験実技試験を実施している。

これらの成績と受験願書に記入された受験者のスポーツ活動、芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や資格等を総合的に判定し、採用予定者数等を踏まえ適切な人数の合格者を決定している。

##### 2 対象公文書1について

第1次選考試験及び第2次選考試験の合否判定に当たっては、上記1のとおり、複数の選考結果と受験者の活動実績や資格等を総合的に判定し、適切な人数の合格者を決定しており、あらかじめ合格基準点を定めていないため、対象公文書1は存在しないものとして非公開決定を行った。

なお、異議申立人は、意見書の中で、「足切り点」の公開を求めるとしているが、「足切り点」については、その存否を応答するだけで、試験の適正な執行に支障があるため、あるとも、ないとも言うことはできない。

##### 3 対象公文書2について

本件選考試験では、筆答試験、面接試験の結果及び受験者のスポーツ活動、芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や資格等を総合的に判定して選考を行った。

対象公文書2が公開されると、受験者は、公開された内容と合否結果を短絡的に結びつけてしまい、受験者が選考基準に対して誤った認識を持ち、配点が低い試験を軽視するなどの弊害が起こる可能性がある。

また、教員採用候補者選考試験は、競争試験ではなく、選考によって行っているため、各試験等の結果を合計することのみによって合否を決定しているわけではない。ところが、対象公文書2が公開されると、受験者は公開された内容と合否結果を短絡的に結びつけてしまい、その結果、試験

の合否結果そのものに不信を抱くことが懸念され、本県の選考試験の社会的評価にかかわる問題となり、ひいては、県民の教育への信頼低下を招き、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

その結果、今後の公立学校教員採用候補者選考試験の受験者の正確な能力の判定ができなくなり、適正な選考を行うことが困難になるおそれがある。

よって、対象公文書2は、実施機関の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号に該当する。

#### 4 対象公文書3及び4について

対象公文書3及び4は、総合得点及び選考方法と密接に関連している文書であり、これらが公開されると、同一の試験問題を使用する校種・教科間での総合得点の最高点・最低点及び不合格の総合ランキングのそれぞれの得点範囲の差異を比較することで、校種・教科間の合格難易度の差、ひいては教員の資質の差として捉えられる可能性があり、県民の教育への不信感が高まり、信頼低下を招くおそれがある。

その結果、今後の公立学校教員採用候補者選考試験の受験者の正確な能力の判定ができなくなり、適正な選考を行うことが困難になるおそれがある。

さらに、受験者の少ない校種・教科では、公開された得点が誰のものであるかを特定することが可能となり、結果として、ある個人の得点が公開されることになるおそれがある。

よって、対象公文書3及び4は、実施機関の事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号に該当する。

#### 5 結論

以上のとおり、本件公開請求に係る公文書について非公開決定したことには、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

### 第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された資料等を精査した結果、次のように判断する。

#### 1 対象公文書1について

##### (1) 対象文書の特定について

実施機関は、異議申立人の公開請求の対象である第1次選考試験及び第2次選考試験の高校英語の「合格基準点」を、それぞれの試験において何点以上得点すれば合格者とされるかという意味でのいわば「合格判定点」と判断し、「選考結果等を総合的に判定して合格者を決定している」のであって、合格基準点は定めていないので、対象公文書1は不存在である」として非公開決定を行った。

しかし、異議申立人は、本件公開請求の対象公文書1の「合格基準点」は、個々の試験で一定の得点を下回った受験者については、総合得点にかかわらず不合格とするという意味での「足切り点」であるとしている。

意見書が提出されるまで、異議申立人から合格基準点が「足切り点」であるという説明等はなく、実施機関が公開請求書の文面にある「合格基準点」を「合格判定点」と考えることは自然で、逆に「足切り点」に思い至ることは困難と考えられることから、実施機関の文書特定に処分を取り消さなければならぬような瑕疵はないものと考えられる。

## (2) 「足切り点」について

次に、本件処分の対象とされていないが、異議申立人が本件公開請求の対象とする「足切り点」の公開の可否について、念のため検討する。

後記2(2)で述べるように本件選考試験の詳細な選考基準や選考方法は公開になじまないものであるが、「足切り点」を設定するか否かも選考基準等に含まれると考えられる。

よって、「足切り点」が存在するか否かを明らかにすること自体が非公開情報を公開することになるので、「足切り点」の存否を答えることはできない。

## (3) 本件処分について

(1)のとおり、対象公文書1の「合格基準点」をいわば「合格判定点」と解した実施機関の判断には、瑕疵がなく、対象公文書1を不存在とする実施機関の説明も、合理的なものと考えられる。

また、仮に公開請求の対象を「足切り点」と解しても、(2)のとおり、当該情報はその存否の応答を拒否すべきものであり、非公開決定処分を取り消すことが相当とは考えられない。

## 2 対象公文書2について

### (1) 対象文書の内容について

対象公文書2は、「第1次選考試験、第2次選考試験及び最終合否判定の方法(高校英語)」が記載された文書である。

当該文書は、毎年度、教員採用候補者選考試験を実施するに当たり、選考委員会で協議・決定している資料であり、実施機関内部でも特に厳重に管理されている文書である。

当審議会でその内容を検分したところ、面接や受験者の活動実績等の評価・採点基準、各種試験や活動実績等の評価ウエイト、合格者の具体的決定方法などが詳細に記載されていた。

## (2) 条例第 6 条第 6 号の該当性について

実施機関は、対象公文書 2 が公開されると、受験者が配点の低い試験を軽視したり、試験の結果に不信を抱いたりする弊害が起こる可能性が生ずるなど、適正な選考を行うことが困難になるおそれがあるとして、対象公文書 2 は条例第 6 条第 6 号に該当すると主張するので、以下検討する。

公立学校の教員は、全体の奉仕者である公務員であるのみならず、子どもの人格の完成を目指す教育者として、使命感、人間の成長・発達についての理解、教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養など全人的な資質、能力が求められる。

このため、教育公務員特例法第 11 条では、公立学校教員の採用について、競争試験ではなく、選考によるものとされており、実施機関では、一般教養、専門教科の筆答試験、個人及び集団による面接試験、受験者のスポーツ活動、芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や資格等を総合的に考慮し、合格者を決定している。

このように任命権者の合理的な裁量に委ねられていると考えられる詳細な選考基準や選考方法は、これを公開すると、教員としての適格性を総合的に判断するという選考の趣旨を損なう実質的なおそれがあり、対象公文書 2 は、その全体が条例第 6 条第 6 号に該当すると認められる。

## 3 対象公文書 3 及び 4 について

### (1) 対象文書の内容について

対象公文書 3 は、「第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験の総合得点の最高点及び最低点（高校英語）」が記載された文書である。

対象公文書 4 は、「第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験の不合格者の総合ランキング（A、B、C）のそれぞれの得点範囲（最低点及び最高点）（高校英語）」が記載された文書である。

### (2) 条例第 6 条第 1 号及び第 6 号の該当性について

実施機関は、対象公文書 3 及び 4 が公開されると、同一の試験問題を

使用する校種・教科の得点等を比較できることを挙げて、教育への不信や信頼低下のおそれがあり、その結果、適正な選考を行うことが困難になるおそれがあるとして、対象公文書 3 及び 4 は条例第 6 条第 6 号に該当すると主張する。

また、実施機関は、受験者の少ない校種・教科では、公開された得点が誰のものであるかを特定することが可能であるとも主張するので、以下検討する。

#### ア 対象公文書 3 について

教員採用候補者選考試験では、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種区分、国語、地理歴史、数学、理科、英語などの教科区分ごとに選考が行われている。

これら校種や教科区分により必要とされる教員免許も異なり、受験者数、合格者数、競争率なども異なっている。

このため、仮に、全校種・教科の対象公文書 3 が請求、公開され、それを比較することにより、同一の試験問題を使用する校種・教科間で合格最低点等に差があることが明らかになっても、そのことは、試験を実施する以上、当然発生することであり、実施機関のこのような教育への不信や信頼低下の原因になるとは考えられない。

また、実施機関は、受験者の少ない校種・教科では、公開された得点が誰のものであるかを特定することが可能であるとも主張する。

しかし、受験者名簿等が公開されていない以上、個人を特定することはできず、実施機関の主張は採用できない。

さらに、合格者の最低点、最高点が分かっても、そこから、選考方法や選考基準を推測できるとは考えられず、また、これら点数は、毎年度、変動するものであり、これら点数により何らかの受験対策を行うことは困難である。

よって、対象公文書 3 は、条例第 6 条第 1 号及び第 6 号の非公開情報に該当しない。

#### イ 対象公文書 4 について

実施機関では、平成 22 年度試験において、第 1 次選考試験及び第 2 次選考試験の不合格者に対して、A から C のランク付けを簡易開示した(平成 23 年度からは総合得点及び総合順位を簡易開示している。)

異議申立人は、A から C のランク付けがどのような範囲基準により行われているのかを求めているが、もしかかるランク付けの範囲が示されないのであれば、そもそも簡易開示の意義が没却されるものと考え

えられる。

また、不合格者の得点範囲が判明しても、そこから、選考方法や選考基準を推測できるとは考えられず、また、これら点数は、毎年度、変動するものであり、これら点数により何らかの受験対策を行うことは困難である。

さらに、受験者の得点を特定できるとの実施機関の主張については、アで述べたとおり採用できない。

よって、対象公文書 4 は、条例第 6 条第 1 号及び第 6 号の非公開情報に該当しない。

#### 4 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 22 年 9 月 17 日	・ 諮問書の受領
平成 22 年 12 月 28 日	・ 諮問庁から意見書を受領
平成 23 年 3 月 1 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 23 年 5 月 2 日 第 1 部会 ( 第 5 回 )	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 23 年 6 月 6 日 第 1 部会 ( 第 6 回 )	・ 審議
平成 23 年 8 月 9 日 第 1 部会 ( 第 7 回 )	・ 審議
平成 23 年 8 月 12 日	・ 答申

#### 主に調査審議に関与した委員

##### 情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 山 下 淳

委員 井 上 典 之

委員 江 口 秀 孝 ( 平成 23 年 6 月 6 日の審議まで )

委員 山 下 和 良 ( 平成 23 年 8 月 9 日の審議から )

委員 宮 内 俊 江

委員 山 添 令 子